

公営競技納付金だより

(2025.9 | 第170号)

「公営競技納付金」は、地方公共団体が開催している、地方競馬、競輪、オートレース、競艇（ボートレース）の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付していただく制度です。

機構では、公営競技納付金を全額「地方公共団体健全化基金」として積立を行い、この基金の運用益などを活用して、地方公共団体への貸付金（融資）の金利を低く抑えています。

公営競技納付金と地方公共団体健全化基金は、公営競技を開催していない地方公共団体にも、公営競技の収益を還元する仕組み（いわゆる「収益の均てん化」）としての機能を果たしています。

今号では令和6年度の公営競技納付金の状況等についてお知らせします。



【高知競馬場（高知県）】

公営競技納付金の状況

令和 6 年度に納付された公営競技納付金は226億76百万円となり、前年度に比べて30億87百万円（15.8%）増加しました。

➤ 直近 5 年の公営競技納付金の状況

（単位：百万円）

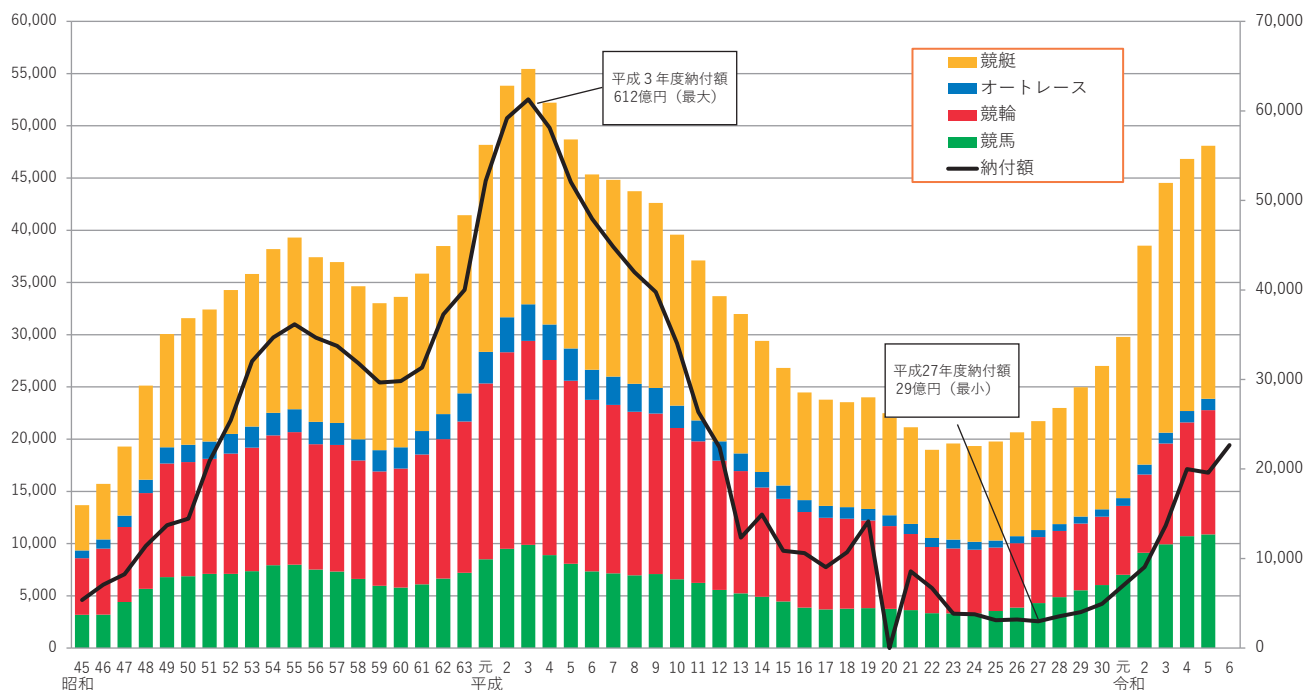
年 度	R2	R3	R4	R5	R6
公営競技納付金	9,041	13,691	19,997	19,589	22,676
公営競技施行団体数 （純計）	191 団体 （R1 開催）	191 団体 （R2 開催）	191 団体 （R3 開催）	191 団体 （R4 開催）	190 団体 （R5 開催）
納付団体数	60 団体	86 団体	87 団体	91 団体	91 団体

なお、公営競技の売上額は平成25年度以降、増加傾向が続いております。

➤ 公営競技の売上額と公営競技納付金の推移

売上額（単位：億円）

納付額（単位：百万円）



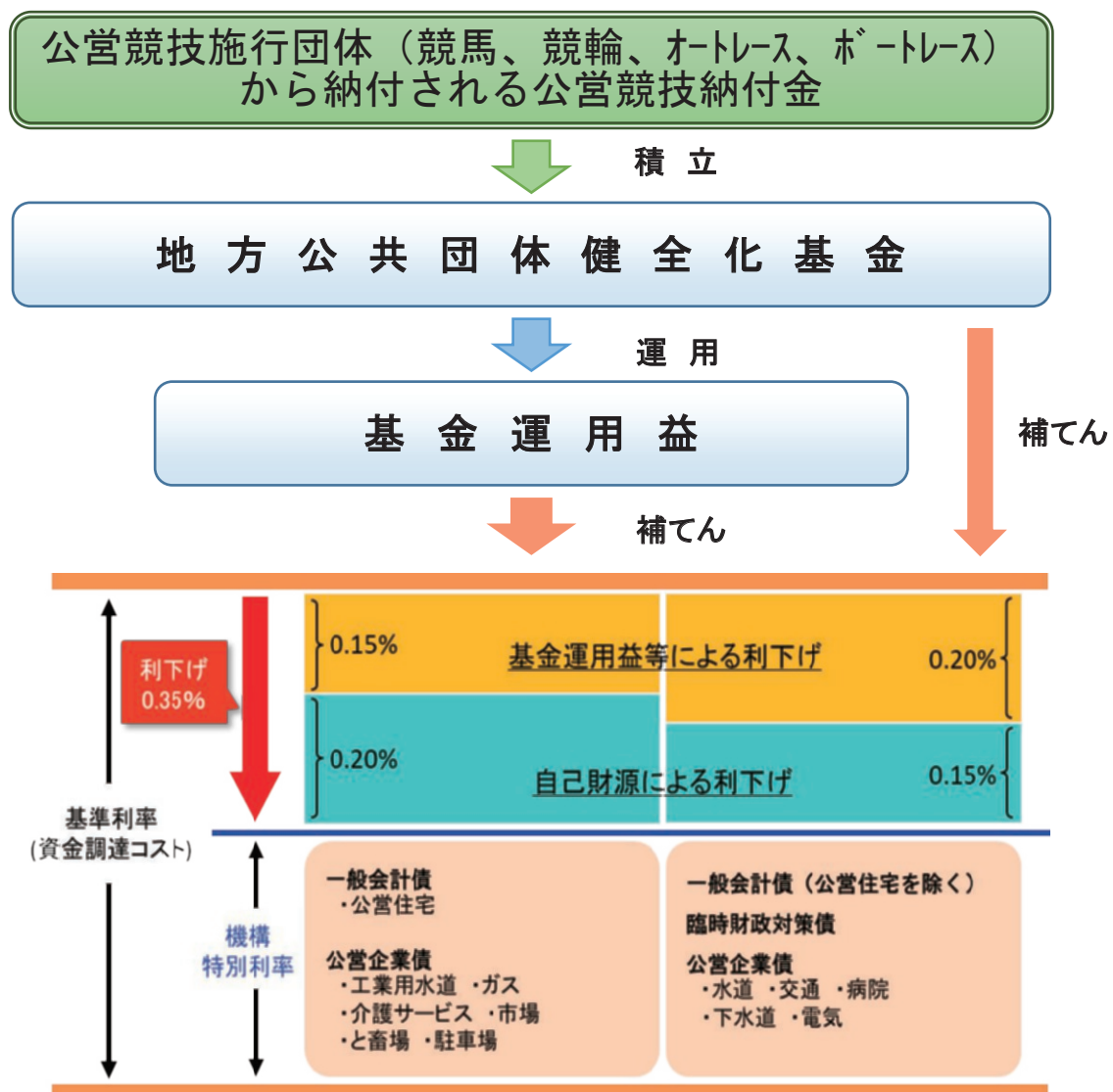
※ 平成 20 年度開催分から、分割納付及び還付制度（当年度売上額に基づく納付額の当年度納付及び還付）が廃止され、精算納付制度（確定した決算額に基づき算定した額を翌年度納付）になったため、平成 21 年度以降は売上額と納付額の年度にずれが生じています。

機構特別利率（貸付利率の利下げ）について

機構の貸付利率には、「基準利率」と「機構特別利率」の2種類があります。

「機構特別利率」は、基準利率よりも低い利率（最大0.35%の利下げ^{※1}）に設定されており、貸付対象事業のうち、港湾整備事業、観光施設事業及び産業廃棄物処理事業の3事業^{※2}を除いた事業及び臨時財政対策債に適用されています。

基準利率より利率を下げている分、機構の利息収入は減ることになりますが、地方公共団体健全化基金の運用益と公営競技納付金、機構の自己財源で補てんする仕組みとなっています。



※1 機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※2 港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、基金運用益の状況

1. 地方公共団体健全化基金の仕組みと直近10年の利下げの状況

納付いただいた公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金の基本基金に全額積み立てられ、運用されます。当該年度の基金運用益は、当該年度の利下げ補てん所要額に充てられ、その余剰は地方公共団体健全化基金の組入基金に積み立てられます。

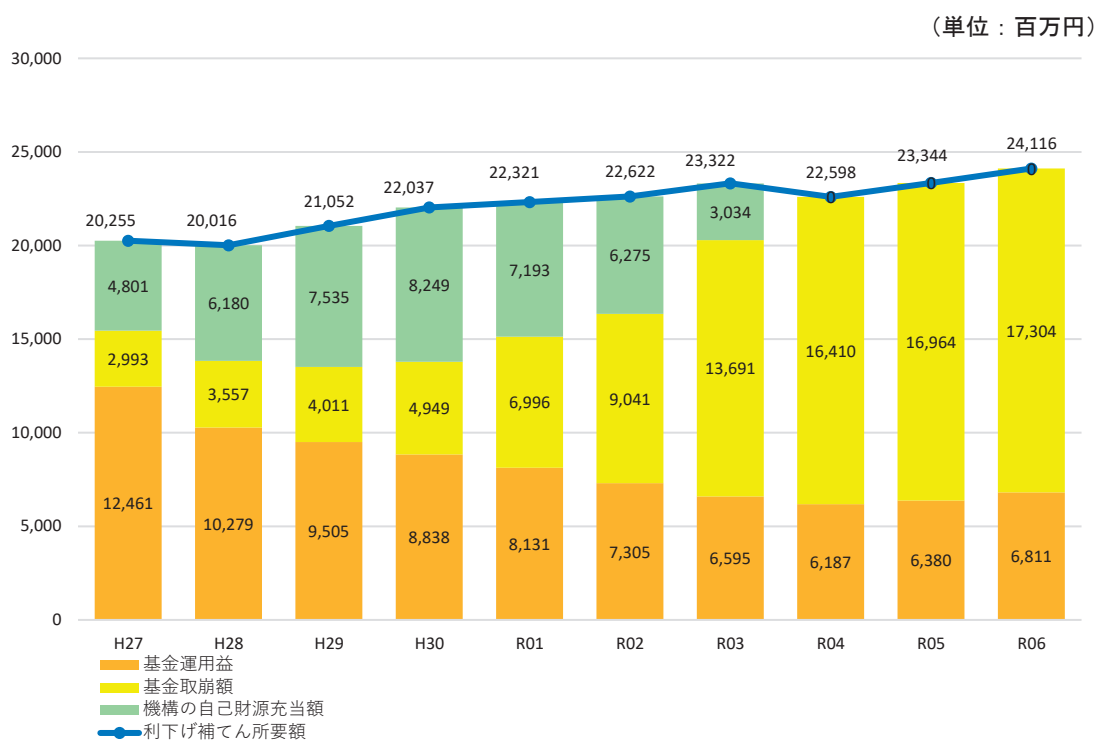
利下げ補てん所要額に基金運用益を全額充当しても不足が発生する年度には、組入基金の積立金、基本基金の積立金（当該年度の公営競技納付金の納付額を限度とする）の順に地方公共団体健全化基金の積立金を取り崩して、利下げ補てん所要額の不足分に充てることとされています。

下のグラフは直近10年の利下げ補てん所要額とP2の図中の「基金運用益等による利下げ」の財源内訳の推移を示したものです。

利下げ補てん所要額（青色折れ線）は増加傾向です。一方、基金運用益（オレンジ色）は、令和5年度以降やや増加しているものの、直近10年の傾向としては、低金利の影響で減少しており、令和6年度は10年前の約5割程度の水準となっています。

平成27年度から令和3年度にかけては、運用の原資である基本基金の積立金（黄色）を限度額まで取り崩しても利下げ補てん所要額の不足分を全て補うことができず、機構の自己財源（緑色）を充当する状況が続きました。

➤ 利下げ補てん所要額、「基金運用益等による利下げ」の財源内訳の推移



2. 令和6年度の地方公共団体健全化基金の状況

令和6年度の地方公共団体健全化基金の年度末残高は9,318億70百万円となり、前年度に比べて53億71百万円（0.6%）増加しました。これは、利下げ補てん所要額が増加した一方で、その補てん財源である基金運用益も増加し、基本基金の積立金の取崩額が当該年度の公営競技納付金の納付額の一部に留まったためです。

3. 令和6年度の利下げ補てん所要額、基金運用益の状況

令和6年度の利下げ補てん所要額は、241億16百万円でした。

基金運用益は68億11百万円となっており、前年度に比べて4億31百万円（6.8%）増加したものの、基金運用益のみでは利下げ補てん所要額を満たせなかったため、基本基金から、当該年度の公営競技納付金の納付額の一部である173億4百万円を充当して不足分を補いました。

基金運用益は、基本基金を貸付けに充てることで得られるものですが、過去に低金利で貸し付けた影響が継続しており、運用の原資である基本基金の積立金を取り崩さなければならない状況となっています。

➤ 地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、地方公共団体健全化基金の運用益等の状況

（単位：百万円）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
利下げ補てん所要額	22,622	23,322	22,598	23,344	24,116
基金運用益	7,305	6,595	6,187	6,380	6,811
【再掲】公営競技納付金 （当該年度納付分）	9,041	13,691	19,997	19,589	22,676
地方公共団体健全化基金 （基本基金）を取り崩し、 利下げ補てん所要額へ 充当した額	9,041	13,691	16,410	16,964	17,304
自己財源充当額（※）	6,275	3,034	—	—	—
地方公共団体健全化基金 増加額	—	—	3,586	2,625	5,371
地方公共団体健全化基金 （年度末残高）	920,287	920,287	923,873	926,499	931,870

（注）表示単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合があります。

※「自己財源充当額」は、利下げ補てん所要額に対して、基金運用益と基本基金の積立金（当該年度の公営競技納付金の納付額を限度とする）を充てても足りない部分を、機構の自己財源（収益）から補っている額です。

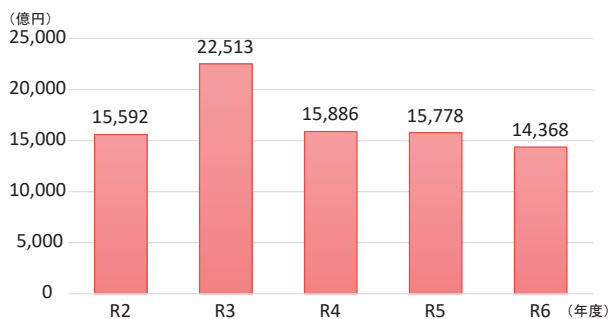
機構の貸付業務について（令和6年度）

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債について、長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与しています。

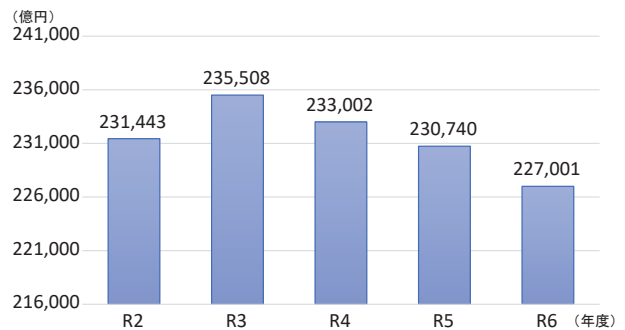
また、令和6年度末における貸付残高は約22兆7,001億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の27.4%を占め、次いで臨時財政対策債24.1%、水道事業12.5%の順となっています。

1. 貸付実績と貸付残高の推移

【貸付実績の推移】



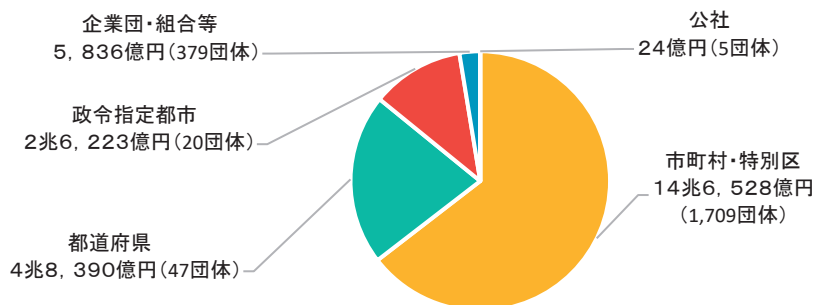
【貸付残高の推移】



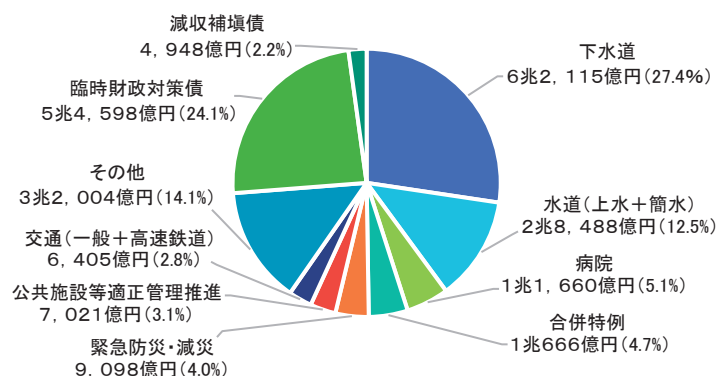
2. 貸付残高 22兆7,001億円（令和6年度末）

【団体種別貸付残高（受託貸付を除く）】

※（ ）内は貸付団体数（2,160団体）



【事業別貸付残高（受託貸付を除く）】



※四捨五入のため、計が一致しない場合があります。

Q & A 納付金業務の基礎知識

このページでは、施行団体の納付金業務担当者様へ向けて、業務を実施するうえでの基礎的な知識をQ & A方式で簡単にご説明します。

Q 1 公営競技納付金の額はどやって計算するのですか。

A 1 下図のとおり、①「売上額を基礎として算出した値」と②「収益額を基礎として算出した値」を比較し、①、②のいずれか少ない金額に8／10を乗じた額が納付額となります。

➤ 公営競技納付金の計算方法

以下のとおり算出したいずれか少ない額に8／10を乗じた額を納付

① 売上額を基礎として算出するもの（地方財政法施行令附則第2条第1項）

$$(\text{売得金又は売上金} - 40\text{億円}) \times 1.0\%$$

② 収益額を基礎として算出するもの（地方財政法施行令附則第2条第1項ただし書き）

収益の額－7千万円 （調整後収益額）	売上額250億円以下	× 50%	×	調整後収益率 （調整後収益額／売上額）
	売上額250～350億円	× 40%		
	売上額350～450億円	× 30%		
	売上額450～550億円	× 20%		
	売上額550～650億円	× 10%		

※なお、累計赤字がある場合は、②が0となり、納付額も0となります。

（公営競技納付金の納付に関する規則第2条）

Q 2 公営競技納付金の計算に使用する「収益」とはなんですか。

A 2 公営競技納付金の納付に関する省令第1条の加算項目から控除項目を除いた金額です。言い換えると、下の「決算書イメージ図」のとおり、「事業内収入」から「事業内支出」を除いた金額です。

➤ 収益の計算方法

以下のとおり算出（公営競技納付金の納付に関する規則第1条）

①他会計繰出金・構成団体配分金
 ②公営競技納付金
 ③事業外支出
（公営競技の開催・施行等に直接必要な経費以外の額）

④実質赤字の額
※黒字の場合は、マイナス計上
 ⑤事業外収入
（公営競技施行に伴う収入以外の収入）

➤ 決算書イメージ図

区分	収入	支出	差引
事業内	70	64	(収益)6
事業外	(⑤)30	(①～③)26	4
計	100	90	(④)10

Q 3 「事業内収入」とはなんですか。

A 3 公営競技会計に収入した金額のうち公営競技の施行に伴う収入に係る金額を指します。

Q 4 「事業内支出」とはなんですか。

A 4 公営競技会計から支出した金額のうち公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費（これに充てるために積み立てたものを含む。）に係る金額を指します。

Q 5 A 4 の「これに充てるために積み立てたもの」とはなんですか。

A 5 将来「公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費」に充てることを予定している金額を、使途目的を定めて基金や建設改良積立金等に積み立てたものを指します。

当該積立金の使途目的が特定できないものは、「使途目的を特定しない積立金」として、事業外支出と取り扱われています。

Q 6 公営競技納付金の納付に関する規則第 3 条の「事業内支出に充てるために積み立てたものが令和 2 年度以降の各年度に事業内支出以外の経費に充てられた場合」には、こういったケースが該当しますか。

A 6 事業内支出に分類されている積立金等について、積立てを行った年度時点において想定していた使途以外の経費に充てた場合に該当します。例えば以下のようなケースが挙げられます。

- ・ 基金を廃止すること
- ・ 基金条例の改正によって基金の目的を変更すること
- ・ 議会の議決によって建設改良積立金等を目的外に取り崩すこと

Q 7 公営競技納付金の納付に関する規則第3条の「改めて算定する」とはどういった作業でしょうか。

A 7 例えば、N年度において施設整備を用途と定めた基金に100万円を積み立て、N+1年度においてこの基金の目的を変更し、積み立てた100万円を一般会計に繰り出した場合を考えます。この場合、N年度の収益計算では、積立金の額が事業内支出となり、収益計算上加算されません。

一方、N年度において、一般会計に繰り出すことを用途と定めた基金に100万円を積み立て、N+1年度に繰り出した場合、N年度の収益計算においては、積立金の額が事業外支出となり、収益計算上100万円加算されます。

両者とも、N+1年度に基金から一般会計へ100万円の繰出しを行った点については共通していますが、N年度の収益は前者の方が100万円少なく計算されることとなります。

このような状態を是正するため、事業内と認められた基金等について、積立年度時点とは異なる目的に用途を変更した場合、積立年度時点において事業外支出に充てるために積立てを行ったとみなして、過去の収益を再計算します。

再計算により、上記の前者の事例においては、N年度の収益が当初計算額+100万円となります。再計算された収益の額に基づく公営競技納付金が過去の算定額を上回る場合、N+1年度にその差額を納付いただくこととなります。

なお、積立年度時点と異なる目的に用途を変更した積立金を取り崩して公営競技会計に収入した場合、積立金を取り崩された年度の収益計算上、当該収入は事業外収入として取り扱います。

Q 8 財政調整基金の積立金を「公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費」に充てるために取り崩して使用しました。

この場合の取崩額は事業内収入、事業外収入のどちらに該当しますか。

A 8 事業外収入に該当します。

積立金については、積み立てを行った年度の用途目的を確認して事業内か事業外かを判断するため、財政調整基金の積立金の使用は、取り崩して使用する年度時点の用途目的の如何に関わらず、事業外収入になります。

Q 9 複数競技を施行している場合、各競技の予算からそれぞれいくら納付するかについて、ルールはありますか。

A 9 ルールは存在せず、各団体のご判断にお任せしております。

Q 10 決算書に原本証明や押印は必要ですか。

A 10 不要です。

令和3年度算定以降、全ての書類を電子媒体でご提出いただくこととしており、原本証明も押印も不要としております。

Q 11 決算書の提出にあたって注意すべき点はありますか。

A 11 公営競技納付金の算定に用いた数値と決算書の数値が一致していることを確認するために決算書の提出をお願いしておりますので、一部を抜粋して提出される場合には、公営競技納付金の様式に記載すべき箇所が網羅されていること（抜粋漏れがないこと）を必ずご確認ください。

また、提出書類の送付時点において、当該年度の決算に関して議会の議決が済んでいない場合には、地方公共団体の長に提出したもの又は議会に提出したものと同じ決算書（案）を提出してください。提出後、変更が生じた場合は、必ず修正後の決算書（案）を再提出してください。

議会において決算の議決がなされた場合は、議決後の決算書を提出してください。

Q 12 決算書以外の書類提出にあたって特に注意すべき点はありますか。

A 12 近年の事例では、決算書等記載内容の根拠資料の提出漏れが散見されます。具体的には、

- ・ 雑収入、雑支出、その他といった項目の内訳
- ・ 寄付金の目的、金額等が確認できる資料
- ・ 負担金、補助金、交付金の支出先及び金額を記載した一覧表

です。これらに該当がある場合は忘れずに提出をお願いいたします。

Q 13 様式は過年度のものを使用してもいいですか。

A 13 年度によって様式の数式等を修正している場合がありますので、必ず最新の様式を使用してください。

Q 14 機構に問い合わせる際に注意すべきことはありますか。

A 14 メールにてお問い合わせいただく際には、担当者個人のメールアドレスではなく、公営競技納付金専用アドレス（noufukin@jfm.go.jp）宛てにご連絡いただきますようお願いいたします。

Q 15 公営競技納付金の納付期限はなにで定められていますか。

A 15 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第5項で、11月30日までに機構に納付することと定められています。

※11月30日が銀行の休業日である場合は、当該休業日の翌営業日までに納付することとなります。

公営競技納付金の納付期限は、令和7年12月1日（月）です。

※開催年度後3年度内の各年度に均等に分割して納付することもできます。

バババパーク（遊具広場）



開門時間から利用可能。高知けいば非開催日で場外発売のない日は入場不可。

女性専用ラウンジ（スタンド3F西側）



高知けいば開催日の開門（通常14時）から最終競走確定まで利用可能
※キャッシュレス会員限定

体感ギャラリー（スタンド3F西側）



高知けいば開催日の開門（通常14時）から最終競走確定まで利用可能。

乳幼児休憩所（バババパークそば）



高知けいば開催日の開門（通常14時）から18時まで利用可能。
※未就学児の子供とその保護者の利用とします（子供のみ、大人のみでの利用は不可）



指定席（スタンド4F）

高知けいば開催日 開門(通常14時)から最終競走確定まで利用可能

【席数】

- ・個席152席
(うち車椅子席4席)
- ・ボックス席
(5名掛け：3室・7名掛け：4室)
- ・個室3部屋
(6名利用：2部屋・5名利用：1部屋)

※詳しくは高知けいばホームページでご確認ください。



RUN FOR THE FAN AND FUN!!

高知けいば

派遣職員の東京生活日記

昨年の2月、上司から東京勤務4年間の内示を受けた。生まれも育ちも富山、そして県職員として地元にとっぷり浸かっていた私にとって、それはまさに人生の一大転機だった。内示メモには派遣先などの情報と並び、謎の一言「割愛」の文字が。最初は「辞令の内容が省略されているのか？」と混乱し、「そんな大事なことを省略するな！」と憤りかけたが、どうやらこれは「退職派遣」という意味らしい。つまり、東京勤務の4年間は県職員としての身分を一時的に離れるということだ。説明を聞きながら、某“倍返し系金融ドラマ”のような片道切符の異動を想像してしまい、「4年後、本当に戻れるのか…？」と不安がよぎった（今思えば、完全にドラマの見過ぎである）。とはいえ、「割愛」には「惜しまれつつ送り出す」という意味もあるらしい。私は勝手にその意味を採用し、前向きに東京行きを受け入れることにした。

異動が決まり、かつてお世話になった上司たちへ挨拶をしながら、引っ越し準備を開始した。ちなみにこの時点で、入庁時から体重が2割増。日々の食生活や運動不足がじわじわと効いていたらしい。久々に会った上司からは「立派になったね。」と意味深な一言があった（きっと上司は、「社会人として立派に成長したね」と言いたかったのだと、私は信じている）。

新しい居住地は派遣先の宿舍とのこと。必要な家電は無事に調達できたが、3月に入っても新住所が分からず、配送手続きが宙ぶらりん。ようやく新住所が判明したのは3月中旬。まさかの「横浜」だった（※他意は無い）。「東京じゃないのかい！」とツッコミつつも、慌てて引っ越し業者に連絡を入れた。しかし、今は繁忙期の真っただ中、すべての業者から断られた。「新生活、始まる前から詰んだか…」と絶望しかけたが、最終的にはハイエースを借りて富山から6時間、自力で荷物を運ぶことになった。“立派になった”体を酷使し、なんとか横浜へたどり着いた。

いよいよ派遣先の金融機構での勤務初日。

通勤は片道1時間、電車も駅も人だらけ。職場の最寄り駅である霞ヶ関駅を出ると、国会議事堂や（ちよっぴり）東京タワーが見えた。「今日は観光じゃないぞ」と自分に言い聞かせ、スマホを懐に収めた（が、帰りに田舎者だとバレないようにこっそり連写したのはここだけの話）。富山土産を手にも、緊張しながら職場へ向かうと、職員の方々が温かく迎えてくれた。私と同じく地方から派遣された職員もいて、とても安心したのを覚えている。

配属先は経理課。県では下水道や防災、財産活用など様々な業務を経験し、経理も行ってた。「また似たような業務かな」と思ったが、それは完全な誤算だった。金融業界の決算はまるで別世界で、勘定科目も初耳ばかり。日々、頭を抱えることばかりだが、新しい知識を吸収するのは楽しく、やりがいがある。ちなみに、東京勤務になってから、体重はさらに増加し、入庁時からついに3割増を達成。職場近くには魅惑的な飲食店が軒を連ねており、昼休みはついつい外食三昧。「東京、恐るべし」と言いたいところだが、これはもう完全に自己管理の問題である。

そんな中、年末には繁忙期である中間決算を無事に乗り越え、上司の粋な計らいで、なんと16連休を取得。ありがたい話だが、実家では思わぬ反応が。「本当に仕事しているの？干されているんじゃないの？」と親から心配される事態に。「いやいや、ちゃんと働いているし、これはご褒美休暇です」と言い返したが最後まで納得はしていなかった。今でもきっと親は、息子が“謎の左遷中”だと思っているに違いない。

東京での生活は想像以上に刺激的で、思った以上にカロリー高め。けれど、成長しているのは体重だけではない——と信じて、今日も霞ヶ関駅へと向かっている。

本項は、各地の地方公共団体から派遣され、当機構で働く職員の東京生活の様子をエッセイ形式で掲載するものです。



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

公営競技納付金等についてのお尋ね、ご連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 地方公共団体金融機構管理部経理課

TEL : 03(3539)2685 ☆ FAX : 03(3539)2613 ☆ ホームページ : <https://www.jfm.go.jp/>

公営競技納付金専用アドレス : noufukin@jfm.go.jp